

中高層事前協議に係る図面の提出について

- 1 中高層事前協議を行う場合には、下記の図面等を用意して下さい。添付図面はA3サイズに統一し、A4版に整え、2部（正・副）提出して下さい。
- 2 協議終了後における事前協議書の内容を変更する場合は、事前協議書に記載されている設計者が来庁して下さい。電話や設備業者による変更は行いません。

記

- 1) 給水装置工事設計協議依頼書
- 2) 中高層建築物給水装置工事設計協議書
- 3) 案内図（敷地形状を明確にマーキングしてください。）
- 4) 公図（申請地の形状を明確に記入してください。）
- 5) 申請地の登記事項証明書又は登記情報サービスで取得できるもの
（写し可。地番と所有者にアンダーラインを記入してください。）
- 6) 屋外配管図 ※ 各配管種記入、要着色 直結（赤）、貯水槽以下（緑）、消防系統（オレンジ）
- 7) 各階平面図 //
- 8) 室内配管図 //
- 9) 配管系統図 //
- 10) （各戸検針及び各戸徴収を行う場合）
 メーター収納ボックス（PS）の寸法を記入した拡大図
 ※電気、ガス、排水管、その他器具類を省略せず記入してください。
 各戸メーターの収納ボックス寸法については、必ず川口市給水装置工事設計施行基準（第41条）に記載されている寸法を遵守すること。
 メーターユニット承認図
- 11) 貯水槽詳細図（天井、周壁、底部との離隔距離）、ポンプ廻りの配管詳細図
- 12) 貯水槽承認図、ポンプ承認図
- 13) 流量計算書
 （1日当り使用水量、1時間当り使用水量、メーター口径、
 貯水槽有効水量（計画1日使用水量の1/2）等の計算根拠）
- 14) 空気弁又は吸排気弁、水撃防止器のメーカー選定書
- 15) 中高層建築物事前協議届出書（様式1号）の表紙のコピー

※上記の4）、5）の有効期限は、発行月の翌月1日から3カ月以内です。

※14）の水撃防止器においては、水撃作用が生じる恐れがある場合は設置すること。

※川口市給水装置設計施行基準 中高層集合住宅等の給水設備（抜粋）を参照して下さい。

※『直結増圧式給水方式』の協議は上記の他にポンプメーカーによる水理計算書・仕様書の提出があります。